

令和7年度（2025年4月～2026年3月） ゴミ収集日カレンダー

⑩ 八幡、四之宮、真土地区（令和7年度は令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
西八幡、東八幡、八幡、四之宮、西真土、東真土

可燃ごみ

毎週 月・木 曜日
年末 12月29日(月)までの収集です
年始 1月 5日(月)からの収集です

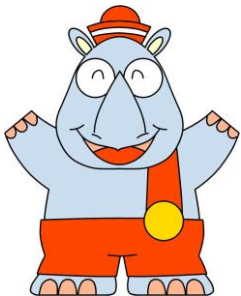
 ペットボトル

 プラクル
(容器包装プラスチック)

毎週 火 曜日
年末 12月30日(火)までの収集です
年始 1月 6日(火)からの収集です
※ペットボトルとプラクルは別々の袋に入れてください

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

お住まいの地域の収集日
や分別方法を調べること
ができるアプリです。
是非ご利用ください。



- 注意事項**
- ◇ 収集日の早朝から午前8時30分までに地区の決められた集積所に出してください。
 - ◇ 収集が終わった後は絶対に出さないでください。
 - ◇ 祝日も収集はあります(土、日曜日を除く)。
 - ◇ 一時的に出る多量の可燃ごみは、できるだけ週の後半に出してください。 ※1回の収集につき3袋まで
 - ◇ 近年、リチウムイオン電池をはじめとした充電式電池やスプレー缶などが原因とみられる火災が増えています。分別表やアプリなどで分別方法をご確認ください。

不燃ごみ 第1・第3水曜日 毎月 29・30・31 日の収集はありません	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18

資源再生物 第2・第4水曜日 毎月 29・30・31 日の収集はありません	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11
	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25

容器包装プラスチック（プラクル）とペットボトルは、別々の袋に入れて、分けて出しましょう！

■ 容器包装プラスチック（プラクル）は の表示がある 容器と包装

①中身を使い切る → ②汚れを取る → ③透明または半透明の袋に入れて出す

（注）在宅医療廃棄物のうち、バッグ、チューブ、カテーテル類は、 の表示があっても、「可燃ごみ」に出してください。鋭利なものは処方された医療機関などにご相談ください。

■ ペットボトルは の表示がある ボトルのみ（ふたとラベルはプラクルへ）

①ふたとラベルを取る → ②ボトルの中をゆすぐ → ③つぶして透明または半透明の袋に入れて出す
※風が強い日は、飛ばされないよう注意して出してください。

容器包装プラスチック（プラクル）には出せません！

- ▶ 「不燃ごみ」（ライターは乾電池回収ボックス）へ
プラスチック製のおもちゃ、CD・MD（ケースを含む）、フロッピー、洗濯用ハンガー、その他のプラスチック製品
- ▶ 「可燃ごみ」へ
ビデオテープ、カセットテープ（ケースは「不燃ごみ」へ）
- ▶ 「リサイクル（小型充電式電池リサイクルボックス）」へ
リチウムイオン電池をはじめとした充電式電池は、市役所や家電量販店などに設置してあるリサイクルボックスに投入してください。

剪定枝は予約制各戸収集（無料）となります

各戸収集は予約制です。予約受付専用ダイヤル（☎ 71-5100）までお電話ください。

受付：月～金曜日（8：30～17：00）

（注）○各ごみ処理施設への直接搬入はできません。

○「可燃ごみ」や「不燃ごみ」としてごみ集積所に出すことはできません。

対象となる「剪定枝」

- 1 一般家庭の庭木などを剪定した枝、幹（葉が付いているものでも可）
- 2 枝、幹1本を太さ10cm以内、長さ80cm以内にしてください。
- 3 大人一人で運べる重さに樹脂製や自然素材のひもで30cm以内に束ねてください。

※業者（造園業者など）が剪定したものは、市では収集しません（業者へ収集を依頼してください）。



不法投棄について

不法投棄は犯罪です

家庭ごみや事業活動で出たごみを道路や水路、農地、空き地などに捨てる不法投棄は処罰の対象となります。

もし、見かけたら、最寄りの警察署または平塚市役所収集業務課（☎21-8796）へお知らせください。

スプレー缶・卓上ガスボンベの排出方法

【正しい出し方】

・中身を使い切って、「資源再生物（空き缶類）」の専用コンテナ（黄色）へ
※お困りの場合は、収集業務課（市役所別館2階）へお持ちください。

粗大ごみの各戸収集（有料）

ふとん、カーペット、たんす、ベッド、テーブル など

■各戸収集は予約制です。予約受付専用ダイヤル（☎71-5100）

までお電話ください。受付：月～金曜日（8：30～17：00）

指定販売店で納付券（シール 1枚500円）の購入が必要です。

出される品物の大きさにより、納付券の必要枚数が異なります。

- ① 電話で品物の種類、数、大きさをお伝えいただき、収集日、納付券の必要枚数、収集場所（屋外）を決める。
- ② 指定販売店で納付券を購入し、収集日、氏名を記入して品物に貼り付ける。
- ③ 収集日の午前8：30までに、品物を決定した収集場所に出す。
（収集時の立会いは不要です。 ※家電リサイクル品を除く）

※その他ごみの持込み、分別案内等は、市ウェブサイトのほか、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、ごみ分別表をご確認ください。

イラスト出典：経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>